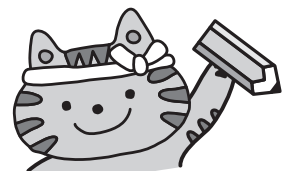


民商

税務署へ行く前に

早めの
相談

確定申告



いよいよ確定申告、準備はいかがですか？
今年から記帳・資料保存が「義務化」され、消費税対策も必要です。
税金・商売で困ったら、ひとりで悩まず民商にぜひご相談を。

申告納付期限

所得税は3月17日
消費税は3月31日



できる
役立つ

記帳決算

確定申告は住民税や国保料にも連動

申告が済んで「ひと安心」とはいきません。事業税、住民税、国民健康保険料、介護保険料、国民年金保険料の免除、保育料など様々な税金・料金・減免制度に連動します。申告に合わせ一緒に検討することが大切です。その他、公的融資を利用する際、納税証明書が必要です。

消費税は商売も景気も壊す欠陥税

もらえなくても赤字でも、身銭をきって払わされる消費税は、商売つぶす欠陥税です。民商は増税中止の署名など運動を広げています。

これまでの申告内容の見直しや、簡易課税と本則課税の有利・不利など今まで以上に対策が必要です。



税法では、自分で税額を決めて申告する「申告納税制度」をとっています。民商では税金の仕組みと権利を学び、納得・安心の申告ができます。税務調査が急増中の「無申告」は、罰則もあり危険です。

今年から全業者の記帳が「義務化」に。民商では、領収書整理会、パソコン会計、手書きノートなど経営に役立つ自分にあった記帳ができます。法人の方にも大好評です。



●商売に役立つ情報がいっぱい「全国商工新聞」月500円

民商の税金情報

文書で「呼び出し」「おたずね」

税務署への「呼び出し」や「事業内容のおたずね」の文書が急増しています。

◎税務署の「呼び出し」「おたずね」はあくまで任意です。従わなくても不利益は受けません。詳しくは民商まで。

滞納、差し押さえ

厳しい経営の中でやむにやまねずの税金滞納。しかし、税務署の容赦のない差し押さえが急増しています。

◎民商では法を活用し「納税の猶予」や分割納付の交渉を進めています。放置せず、すぐに民商に相談を。

営業とくらしの相談ダイヤル

0120-22-0000

詳しくはwebで 民商おおさか

検索

(午前10時から受付)

土日OK